



令和8(2026)年5月26日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎 様

那須塩原市上下水道事業審議会
会長 太田 正



那須塩原市下水道事業経営戦略の改定及び下水道使用料の見直しについて (答申)

令和7(2025)年10月3日付け那塩管第237号で諮問のありました那須塩原市下水道事業経営戦略の改定及び下水道使用料の見直しの必要性について、慎重に審議し下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

1 はじめに

本市の下水道は、昭和 55 年の供用開始以来、市民の生活環境の向上、公共用水域の水質保全、そして浸水防除という重要な役割を担う、必要不可欠なライフラインとなっています。今後とも、本市下水道事業の目指すべき姿である「めぐる水 未来へつなぐ 快適な暮らし」の実現に向けて、事業運営の効率化、必要となる財源の確保など、将来にわたり安定的かつ持続可能な下水道事業を維持するための取組が求められています。

また、多くの下水道施設や管路が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えること、激甚化・頻発化する災害に対する備えとして、下水道施設の耐震化が求められていることに加え、黒磯水処理センターへのし尿受け入れ事業に伴う施設の増設等、様々な課題への対策が急務となっています。

一方で、近年の社会・経済情勢の変化による物価高騰、担い手不足による人件費の高騰等により、事業運営にかかる費用は増加の様相を呈する中、重要な原資となる下水道使用料収入は、今後ますます減少していくことが見込まれます。

現状においても経費回収率は 100%を下回り、本来使用料で賄うべき汚水処理費用の不足分を一般会計からの繰入金に依存しているため、健全な事業経営への転換が求められる状況となっています。

こうした状況の下にあって、本市下水道事業を後世に引き継ぐため、今後、老朽化施設の更新や耐震化等を計画的に推進するとともに、一般会計からの繰入金への過度な依存の解消を目指し、適正な費用負担の原則（雨水公費・汚水私費）に則った事業継続のための財源確保の方策について、市民生活や経済活動への影響等に配慮した上で、真摯な審議を行った結果、以下のとおり結論を得ることとなりました。

2 答申内容

1) 那須塩原市下水道事業経営戦略の改定

本市では、令和2年度に策定した「那須塩原市下水道中期ビジョン」及び「経営戦略」を指針として、下水道事業を推進しています。

しかしながら、下水道事業を取り巻く環境は経営戦略策定時から大きく変化しています。特に、黒磯水処理センターへのし尿受け入れ事業の実施に伴う施設改修の計画前倒しや、急激な物価・人件費の高騰といった、当初は見込んでいなかった事象が発生しており、施設の老朽化対策や地震対策と合わせて財政負担のさらなる増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、下水道事業の持続的かつ安定的な運営を図るため、最新の投資計画や社会経済情勢を反映した、下水道事業経営戦略の改定が必要であると判断します。

2) 下水道使用料改定の見直しの必要性の有無

公共下水道については、費用負担原則（雨水公費、汚水私費）に基づき、自立的な財政運営を目指す必要があります。

現状を維持した場合の将来の財政収支を予測したところ、経費回収率は100%を下回りました。これは、有収水量の減少に伴う使用料収入の減収や、物価高騰による維持管理コストの増大等が主な要因です。現在の使用料水準を維持したままでは、汚水処理に要する経費の回収が困難となり、必要な汚水経費の回収が難しくなり、その不足分を賄うために、一般会計から基準外繰入金を繰り入れ続けなければならない状況となります。

さらに、今後は多額の建設投資が見込まれることから、減価償却費や支払利息などの資本費が増加し、それに伴い基準内繰入金も増加する状況となります。基準内繰入金の財源は、国からの地方交付税も充当されますが、多額の市税も充当され、市全体の財政に影響を与えることに留意が必要です。

加えて、資金不足を補填するための一般会計繰入金（基準外繰入金）については、実質的に自己資本の形成に寄与するものであるという性質を踏まえ、会計上「収益的収入」から「資本的収入（出資金等）」へと整理方法を改めることが適当と考えます。なお、分流式経費を含め、その性質上、直ちに解消すべきものではないため、一般会計との協議を通じて将来的な目標水準を定めていくことが望ましいと考えます。

こうしたことから、下水道事業の経営健全化のためには、経費回収率100%を早期に達成するとともに、負担区分原則に基づく一般会計との財政関係の適正化に向けて、下水道使用料の改定が必要と判断します。

3) 下水道使用料の改定率及び実施時期並びに新旧使用料表

使用料の改定率については、前述の下水道事業の財政の方向性に基づき、速やかに経費回収率が100%を上回ることを目標に、改定率11.5%とすることが適当と判断します。

使用料体系については、近年の利用者別の件数や水量等の動向を検証したところ、前回改定以降の状況に顕著な変化は見られないことから、大きな体系の見直しは不要と判断し、基本使用料と従量使用料を同じ改定率で引き上げることが妥当と考えます。

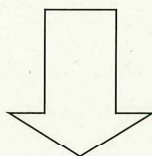
改定の実施時期については、一般会計に過度に依存せず、安定的な経営を維持するためには早期の改定が必要です。その上で、市民生活や企業活動への影響を鑑み、また、市民への丁寧な説明を行ったうえで十分な周知期間を確保するため、令和9年4月から新使用料を適用することが適当であると判断します。

別表 改定後の下水道使用料表

【現行】

(税抜・2箇月あたり)

基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)	
	区分	金額
2,200 円	20m ³ まで	35 円
	20m ³ を超え 40 m ³ まで	105 円
	40m ³ を超え 60 m ³ まで	113 円
	60m ³ を超え 100 m ³ まで	121 円
	100m ³ を超え 200 m ³ まで	127 円
	200m ³ を超えるもの	133 円



【改定後】

(税抜・2箇月あたり)

基本使用料	従量使用料 (1m ³ あたり)	
	区分	金額
2,453 円	20m ³ まで	39 円
	20m ³ を超え 40 m ³ まで	117 円
	40m ³ を超え 60 m ³ まで	126 円
	60m ³ を超え 100 m ³ まで	135 円
	100m ³ を超え 200 m ³ まで	142 円
	200m ³ を超えるもの	148 円

3 審議会としての附帯意見

1) 市民への丁寧な説明について

下水道使用料の改定にあたっては、上下水道事業の現状、使用料の改定の必要性、改定後の各使用者への影響などについて、市民が理解できるよう、分かりやすく、丁寧な説明を行うとともに、多様な方法により広く周知し、また平素から市民との双方向のコミュニケーションに努めることを要望します。

2) 継続的な使用料の適正性の検証について

市民生活に欠かせない重要なライフラインを次世代へ引継いでいけるよう、社会・経済情勢、経営状況を注視し、下水道使用料が適正であるかについて、財政投資計画及び下水道使用料の定期的な検証と見直しを要望します。

4 その他

1) 那須塩原市上下水道審議会委員

会長	太田	正
副会長	小泉	信三
委員	見目	博文
	遠藤	秀
	星野	恵美子
	橋本	秀晴
	渡邊	民生
	長岡	好美
	大倉	太喜生
	山口	忠孝
	渡邊	嘉也
	柿沼	万亀
	小出	清子

2) 審議経過

回数	開催日	場所	内 容
第1回	R7.10.3	本庁舎	○委嘱状交付 ○諮問 1. 那須塩原市下水道事業の概要 2. 下水道事業会計の仕組み 3. 今後の主な事業計画（投資計画） 4. 財政収支見通し（現行料金）
第2回	R7.11.20	西那須野 庁舎	1. 第1回審議会の振り返り 2. 財政シミュレーション 3. 下水道使用料の見直しの必要性
第3回	R8.1.22	西那須野 庁舎	1. 第2回審議会の振り返り 2. 下水道使用料改定の基本方針 3. 下水道使用料改定案
第4回	R8.3.25	西那須野 庁舎	1. 第3回審議会の振り返り 2. 水道料金改定案比較、選定 3. 下水道使用料改定案との調整
第5回	R8.5.20	西那須野 庁舎	1. 答申（案）の作成
答申	R8.5.26	本庁舎	○答申